市川海岸塩浜地区護岸整備懇談会要綱

(名称)

第1条 本懇談会は、市川海岸塩浜地区護岸整備懇談会(以下「懇談会」という。)と称する。

(目的)

- 第2条 懇談会は、市川海岸塩浜地区の護岸の整備について、地域の参加を得ながら、「三番瀬再生計画」を踏まえた事業の推進を図るため、下記に掲げる事項について、助言を得ることを目的とする。
 - 1) 護岸構造とその配置計画(背後地利用計画との調整を含む。)
 - 2) 環境調査(護岸施工に伴う陸域・海域への影響把握。)
 - 3) 工事施工計画

なお、懇談会は地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関の性質を有しない。

(委員及び任期)

- 第3条 委員の構成、定数は別表1のとおりとし、知事が依頼する。
 - 2 委員の任期は、依頼を承諾した日から当該年度末までとする。 なお、委員の再任は妨げない。

(座長)

- 第4条 懇談会には座長1名及び副座長1名を置き、学識者がその職務を行う。
 - 2 座長は、知事の指名による。
 - 3 座長は、懇談会を代表し、会務を総括する。
 - 4 副座長は、座長の指名により定める。
 - 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(懇談会)

第5条 懇談会は、知事が招集する。

(事務局)

- 第6条 事務局は、県土整備部河川整備課(塩浜2丁目、3丁目に係る事務)及び環境生活部環境政策課(塩 浜1丁目に係る事務)に置く。
 - 2 事務局は、懇談会の運営に必要な事務を行う。

(議事の公開)

第7条 懇談会は、公開するものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるものの他、懇談会の運営に関し必要な事項は、知事が定める。

附則 この要綱は、平成17年6月3日から施行する。

附則 この要綱は、平成18年6月16日から施行する。

附則 この要綱は、平成19年5月25日から施行する。

附則 この要綱は、平成20年5月27日から施行する。

附則 この要綱は、平成21年5月20日から施行する。

附則 この要綱は、平成21年11月2日から施行する。

附則 この要綱は、平成22年5月18日から施行する。

附則 この要綱は、平成23年5月31日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成25年 7月 4日から施行する。
- 2 懇談会は、施行の日から平成25年度末までの間に限って設置する。

別表 1 (委員の構成及び定数)

	構成	定数
1	学識経験者	10名以内
2	漁業関係者	
3	地元住民	

立仁

旧

市川海岸塩浜地区護岸整備懇談会要綱

(名称)

第1条 本<u>懇談会</u>は、市川海岸塩浜地区護岸整備<u>懇談会</u>(以下「<u>懇談会</u>」という。)と称する。

(目的)

- 第2条 <u>懇談会</u>は、市川海岸塩浜地区の護岸の整備について、地域の参加を 得ながら、「三番瀬再生計画」を踏まえた事業の推進を図るため、下記 に掲げる事項について、助言を得ることを目的とする。
 - 1) 護岸構造とその配置計画(背後地利用計画との調整を含む。)
 - 2) 環境調査 (護岸施工に伴う陸域・海域への影響把握。)
 - 3) 工事施工計画

なお、懇談会は地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附 属機関の性質を有しない。

(委員及び任期)

- 第3条 委員の構成、定数は別表1のとおりとし、知事が依頼する。
 - 2 委員の任期は、<u>依頼を承諾した日から当該年度末までとする。</u> なお、委員の再任は妨げない。

(座長)

- 第4条 <u><a>8談会</u>には<u>座長</u>1名及び<u>副座長</u>1名を置き、学識者がその職務を行う。
 - 2 座長は、知事の指名による。
 - 3 座長は、懇談会を代表し、会務を総括する。
 - 4 副座長は、座長の指名により定める。
 - 5 <u>副座長</u>は、<u>座長</u>を補佐し、<u>座長</u>に事故があるとき又は<u>座長</u>が欠けた ときは、その職務を代理する。

市川海岸塩浜地区護岸整備委員会要綱

(名称)

第1条 本<u>委員会</u>は、市川海岸塩浜地区護岸整備<u>委員会</u>(以下「<u>委員会</u>」と いう。)と称する。

(目的)

- 第2条 <u>委員会</u>は、市川海岸塩浜地区の護岸の整備について、地域の参加を 得ながら、「三番瀬再生計画」を踏まえた事業の推進を図るため、下記 に掲げる事項について、助言を得ることを目的とする。
 - 1) 護岸構造とその配置計画(背後地利用計画との調整を含む。)
 - 2) 環境調査 (護岸施工に伴う陸域・海域への影響把握。)
 - 3) 工事施工計画

(委員及び任期)

- 第3条 委員の構成、定数は別表1のとおりとし、知事が委嘱する。
 - 2 委員の任期は1年間を原則とするが、再任を妨げない。

(委員長)

第4条 <u>委員会</u>には<u>委員長</u>1名及び<u>副委員長</u>1名を置き、学識者がその職務 を

行う。

- 2 委員長は、知事の指名による。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長の指名により定める。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長

(<u>懇談会</u>)

第5条 懇談会は、知事が招集する。

(事務局)

- 第6条 事務局は、県土整備部河川整備課(塩浜2丁目、3丁目に係る事務) 及び環境生活部環境政策課(塩浜1丁目に係る事務)に置く。
 - 2 事務局は、<u>懇談会</u>の運営に必要な事務を行う。

(議事の公開)

第7条 <u>懇談会</u>は、公開するものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるものの他、<u>懇談会</u>の運営に関し必要な事項は、<u>知</u> 事が定める。

附則 この要綱は、平成17年6月3日から施行する。

附則 この要綱は、平成18年6月16日から施行する。

附則 この要綱は、平成19年5月25日から施行する。

附則 この要綱は、平成20年5月27日から施行する。

附則 この要綱は、平成21年5月20日から施行する。

附則 この要綱は、平成21年11月2日から施行する。

附則 この要綱は、平成22年5月18日から施行する。

附則 この要綱は、平成23年5月31日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成25年 7月 4日から施行する。
- 2 懇談会は、施行の日から平成25年度末までの間に限って設置する。

が欠けたときは、その職務を代理する。

(<u>委員会</u>)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

(事務局)

- 第6条 事務局は、県土整備部河川整備課(塩浜2丁目,3丁目に係る事務) 及び環境生活部環境政策課(塩浜1丁目に係る事務)に置く。
 - 2 事務局は、委員会の運営に必要な事務を行う。

(議事の公開)

第7条 委員会は、公開するものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるものの他、<u>委員会</u>の運営に関し必要な事項は、<u>委員会で</u>定める。

附則 この要綱は、平成17年6月3日から施行する。

附則 この要綱は、平成18年6月16日から施行する。

附則 この要綱は、平成19年5月25日から施行する。

附則 この要綱は、平成20年5月27日から施行する。

附則 この要綱は、平成21年5月20日から施行する。

附則 この要綱は、平成21年11月2日から施行する。

附則 この要綱は、平成22年5月18日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成23年5月31日から施行する。
- 2 委員会は、施行の日から平成25年度末までの間に限って設置する。

別表1

(委員の構成及び定数)

	構成	定数
1	学識経験者	10名以内
2	漁業関係者	
3	地元住民	

別表1

(委員の構成及び定数)			
	構成	定数	
1	学識経験者	10名以内	
2	漁業関係者		
3	地元住民		